

## 神戸市消防用設備等技術基準の改正の概要

### 1 趣旨

近年、建築物に設置される消防用設備等は、機能が向上するとともに、コンパクト化・多様化が進み、信頼性も向上しています。

消防局では、こうした変化に柔軟に対応し、消防用設備等の審査に係る合理性、納得性を高めるとともに、さらなる建築物の防火性能の向上が図られるよう、神戸市消防用設備等技術基準第3章及び第4章を改正します。

### 2 主な改正の概要

#### ○第3章

| 節   | 項   | 概要   |
|-----|-----|--|
| 第1節 | —   | 消防法令改正に伴い、必要書類を整理する  |
| 第2節 | 第1  | 地震対策のフレキシブル管について合成樹脂管の使用を認める   |
|     | 第2  | 屋内消火栓設備の高架水槽の材質の緩和等の合理化を図る   |
|     | 第4  | スプリンクラー設備の配管径の緩和等の合理化を図る   |
|     | 第11 | 自動火災報知設備の感知器の設置場所の緩和等の合理化を図る   |
|     | 第15 | ホテルの客室へのスピーカーの設置方法の緩和等の合理化を図る  |
|     | 第21 | 連結送水管のブースターポンプの設置方法の緩和等の合理化を図る   |
|     | 第25 | 防災センターの面積の緩和等の合理化を図る   |
|     | 第28 | 特定機器評価やシステム評価等の基準のない新技術を活用した機器について、第三者機関から一定の評価を受けたものについては消防用設備等と同等以上の機能を有するものとして認める旨を規定する |

#### ○第4章

| 節 | 項  | 概要                                    |
|---|----|---------------------------------------|
| — | 第3 | 非常用出入口の判定基準を明確にする                     |
|   | 第4 | 避難階の非常用エレベーターの乗降ロビーの指導基準を緩和する等の合理化を図る |

### 3 今後の予定

(1) 運用開始予定日 令和6年4月1日

(2) 今後予定されている関係法令の改正がありしだい、第1章及び第2章の改正も予定しています